



10月23日はシャバツ市との 姉妹都市記念日

市とセルビア共和国シャバツ市が姉妹都市提携を締結した昭和57年10月23日にちなみ、毎年10月23日を姉妹都市記念日に定めています。

記念日にあわせ、シャバツ市の写真などを展示します。

とき 10月10日(金)～31日(金)

場所 市役所文化・スポーツ振興課前

問 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

詳しくは
こちら▶



シャバツ市の古民家



令和8年富士見市二十歳式

市では二十歳の皆さんの門出を祝福する場として、二十歳式を開催します。

とき 令和8年1月12日(祝)午前11時

(受付: 午前10時15分から)

場所 市民総合体育館

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方

問

生涯学習課 ☎049-252-7138

詳しくは
こちら▼



- 11月1日時点で市内に住民登録のある方に案内状を送付します。市外へ転出された方で、案内状の送付を希望する場合は12月1日(月)以降に市ホームページからお申し込みください。
- 付添いの方の観覧スペースはありません。
- 駐車場には限りがあります。



梅酒「梅恋花」数量限定販売

梅恋花は、市内産米「彩のきずな」を100%使用した清酒純米吟醸「縄文海進」の原酒に、市内産青梅を漬け込んだ爽やかな風味が特徴の梅酒です。

販売開始 10月18日(土)(予約可)

金額 500ml 1,320円(税込)

販売本数 800本(予定)

販売店 縄文海進販売店の会加盟店など
※取扱飲食店を随時募集しています。

問 富士見市商工会 ☎049-251-7801

産業経済課 ☎049-257-6827

詳しくは
こちら▶



お酒は20歳になってから





エコ広場(キラリ☆ふじみ)

- フリーマーケット
- 環境問題啓発ポスター展(P18参照)
- ごみ分別クイズ
- 来場者アンケート回答者にエコグッズをプレゼント(なくなり次第終了)
- おもちゃの修理
※電池で動くおもちゃは、電池を交換してからお持ちください。
- 牛乳パック15枚で再生トイレットペーパー1ロールと交換(10:00、13:00)
※紙パックマークのあるもののみ
※1家庭50ロールまで

- カブトムシの幼虫プレゼント(11:00(先着200人)、13:30(先着150人))

【同日開催】健康まつり(P22参照)
体験コーナーや健康に関するパネル展示、講演会などを行います。

●富士見さくらねこ応援団による 保護猫譲渡会(12:00～15:00)

保護猫の譲渡会を実施します(猫のお渡しは後日)。譲渡条件や費用など、詳しくは当日ご確認ください。

●木工製品の製作体験など

市と森林整備に関する協定を結んでいるときがわ町産の木材を使い、木工製品の製作体験(有料)や、つみきの遊び体験などが楽しめます。



木工製品の製作体験

いっぴん広場(市役所)

- 市内商工業者による自慢の「いっぴん」の販売など
- 市内農業団体による新鮮野菜やきねつき餅、じゃがバターの販売、新米つかみどり(10:00、13:00 なくなり次第終了) ほか
- 梅酒「梅恋花」の試飲会(11:00、13:00 なくなり次第終了)

わくわく広場(市役所職員第1駐車場(諏訪小学校北側))

- 「はたらく車」コーナー
・パトカー、白バイ、消防車、自衛隊車両の展示
・消防士、電車運転士の制服着用体験 ※子ども用
- 地震・免震体験車の乗車
- モーターギャラリー

●ふわふわ (9:00～15:00)



イベント広場(文化の杜公園)

- クイズラリー(参加賞あり)
※受付場所は市民総合体育館内
- 水子組囃子連(9:00～14:30)
- ミニ鉄道運転会(10:00～12:00、12:30～14:00)
- ふわっぴーと写真撮影 ※カメラをご持参ください。(10:30、12:00、14:00、15:00 各15分)
- 市民団体による模擬店ほか(キッチンカーも出店予定)

ステージイベント

9:00	開会式 (オープニング：西中学校吹奏楽部)
9:35	環境問題啓発ポスター表彰式
10:00	『ナンバーワン戦隊 ゴジウジャーショー』1回目 ※ショー終了後、サイン色紙販売会(1枚500円)
10:35	JACPAすわダンスクラブ(ヒップホップダンス)
10:55	YDC DANCE STUDIO(チアダンス)
11:15	ダンスサークル Smaily(キッズダンス)
11:35	FANTASY TRIBE ふじみ野 (ヒップホップダンス・K-POPダンス)
12:10	チアリーディングスクールZOO(チアリーディング)
12:30	椿名ミュージカルラフォーレ(歌)
12:50	TORNADO DANCE CREW(ヒップホップダンス)
13:10	ドラッグエース お楽しみイベント
13:30	『ナンバーワン戦隊ゴジウジャーショー』2回目 ※ショー終了後、サイン色紙販売会(1枚500円)
14:05	日本のおどり文化協会富士見(日本舞踊)
14:25	Crescent(チアダンス・ジャズダンス・ヒップホップ)
14:45	ふじみパワーアップ体操
15:00	輪踊り寄せ太鼓『富士見太鼓の会』
15:20	輪踊り
15:55	閉会式

ナンバーワン戦隊
ゴジウジャーショー
(観覧無料)



©テレビ朝日・東映AG・東映

イベント広場 Pick Up!!

●ミニ鉄道運転会

大人気のミニ鉄道運転会がふるさと祭りにやってきます。皆さんのご乗車をお待ちしています!



ステージイベント Pick Up!!

●司会

今成亮太さん(富士見市PR大使)

●輪踊り

富士見市PR大使の今成亮太さんも参加予定。毎年多くの来場者の皆さんが参加し、会場は輪踊りで一体感に包まれます。





【令和8年4月入所】 保育施設の入所申込受付

市内在住で、保育を必要とする理由に該当する方を対象に、入所申込を受け付けます。

詳しくは申込書と一緒に配布する「保育施設入所案内」をご覧ください。

☎保育課 ☎049-252-7105

詳しくは
こちら▶



■【10月1日(水)から】「保育施設入所案内(申込書類)」を配布

配布場所 市ホームページ、保育課、各出張所・公民館・交流センター・コミュニティセンター・保育所(園)、子ども未来応援センター(配布は各施設の時間内に限ります)

一次受付(事前予約制)

1 事前予約する

予約期間：10月21日(火)午前10時～11月9日(日)午後5時

詳しくは「保育施設入所案内」をご覧ください。

2 受付会場に来場する

右表のとおり児童の面接、書類の確認を行います。申込児童同伴で来場してください(混雑緩和のため、可能な限り申込児童1人につき保護者1人まで)。

※5月4日以降に出生した児童(6か月未満の児童)の面接は、入所した施設で後日行うため、同伴の必要はありません。

とき		場所
11/5(水) 6(木) 7(金) 9(日) 10(月)	9:00～11:30 13:00～17:00	市役所 全員協議会室

二次受付

一次受付分の入所決定後に欠員がある場合は、利用調整を行います。

受付期間：令和8年2月12日(木)～18日(水)午後1時～5時15分(土日曜を除く)

■ 保育課で受付と面接(予約不要)

申込児童同伴で来場してください(混雑緩和のため、可能な限り申込児童1人につき保護者1人まで)。

※8月11日以降に出生した児童(6か月未満の児童)の面接は、入所した施設で後日行うため、同伴の必要はありません。

【一次・二次受付共通事項】

- 来場時は申込書類一式と母子健康手帳を持参してください。
- 3歳以上で認定こども園の幼稚園教育だけを希望する(保育を必要としない)場合は、認定こども園に直接お申し込みください。
- 令和7年度の入所申込結果が保留となっている方も、改めて申し込みが必要です。
- 利用調整の結果、入所できないことがあります。



【令和8年4月入室】

放課後児童クラブの入室申請受付

保護者の就労などにより昼間家庭で保育できない小学1～6年生の児童の入室を受け付けます。詳しくは申請書と一緒に配布する「入室のしおり」をご覧ください。

一次申請受付期間 ▶ 11月1日(土)～12月15日(月)

申請方法 Web・郵送・窓口で

※受付会場での一斉受付は実施しません。

詳しくは
こちら▶



■10月1日(水)から「入室のしおり(申請書類)」を配布

配布場所 市ホームページ、保育課、各出張所・公民館・交流センター・コミュニティセンター・放課後児童クラブ・保育所(園)、子ども未来応援センター(配布は各施設の時間内に限ります)

問 保育課 ☎049-252-7136

- ・窓口での申請の際、児童同伴の必要はありません。
- ・必要書類が不足している場合は受け付けできません。
- ・現在入室中の児童にはクラブを通じて案内します。



■放課後児童クラブの概要

開室時間 授業終了後～午後6時30分(土曜、春・夏・冬休みなどは午前8時～午後6時30分)

※午後7時まで延長あり(有料・月額制)

休業日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

保護者負担金 毎月の保護者負担金は、世帯の所得税または住民税の課税状況に基づき算定します。
そのほか、年1回傷害保険料が必要です。



ストップ！滞納

税は納期限内に納付してください

税は福祉や教育、道路整備などの生活を営むうえで必要不可欠な事業の財源で、私たちが安心して生活をするための重要な役割を担っています。納期限までに自主的な納付をお願いします。

10～12月は滞納整理強化月間

10～12月は、県と県内全市町村において滞納整理強化月間と位置付けています。市では、さらなる納税の公平性を実現すべく、滞納整理に取り組みます。

納付・相談がない場合

納期限が過ぎても納付のない方には、督促状、文書、電話や、職員が直接ご自宅へ訪問し納税の催告を行っています。納付資力があるにもかかわらず、納付いただけない場合には、法律に基づいた差押などの滞納処分を実施します。滞納処分は滞納者の意思にかかわらず行う強制処分です。処分直前に本人へ連絡は行いません。

なお、病気や失業などのやむを得ない事情で納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

問 収税課 ☎049-252-7119

収税課の窓口時間延長と土曜納税・相談窓口

夜間納税・相談 毎週木曜午後7時まで(祝日を除く)

土曜納税・相談 原則毎月第1土曜午前8時30分～午後0時30分

種類	内容
預貯金・給与・売掛金の差押	給与・売掛金の場合は、勤務先、取引先に調査・差押のご協力をいただくこととなります。
生命保険契約の差押	解約返戻金や保険金の支払請求権などが差押の対象となります。
不動産(土地・建物)差押	所有している不動産(土地・家屋)について差押した後に、滞納がなくならない場合は公売・換価を行います。
捜索による動産差押	ご自宅へ職員が出向き、換価価値のある動産を直接差押します。捜索の前段階では調査のため、関係箇所への聞き込みなども行う可能性があります。

市役所へ書類を取り次ぐ「取次窓口」

鶴瀬西交流センターの改修工事に伴い、**鶴瀬西名シス保集会所**に、市役所へ書類を取り次ぐ「取次窓口」を設置します。お預かりした申請書類は、その日のうちに市役所担当課へ届けます。

実施日 (毎月第4水曜)	10月22日(水)、11月26日(水)、12月24日(水)、 令和8年1月28日(水)、2月25日(水)、3月25日(水) 午前9時～正午、午後1時～3時
-----------------	---

※「取次窓口」では申請書類の受け取りのみ行います。
申請に関することは、各担当課にご相談ください。
※証明書の発行や税金の納付はできません。詳しくはこちら▶

☎市民課 ☎280



種別	担当課	主な取次書類
国民健康保険	保険年金課 ☎049-252-7112	人間ドック受診申込書、高額療養費支給申請書など
国民年金	保険年金課 ☎318	国民年金被保険者関係届書(申出書)など
後期高齢者医療	保険年金課 ☎049-252-7114	人間ドック受診申込書、後期高齢者医療高額療養費支給申請書など
市税などの口座振替	収税課 ☎049-252-7118	市税・国民健康保険税の口座振替申込書など
介護保険	高齢者福祉課 ☎049-252-7107	介護保険(サービス利用者負担助成認定、要介護・要支援更新認定)申請書など
こども・ひとり親家庭等医療	子育て支援課 ☎049-252-7104	こども医療費支給申請書やひとり親家庭等医療費支給申請書など
重度心身障害者医療	障がい福祉課 ☎049-257-6114	重度心身障害者医療費請求書など
デマンド交通	都市計画課 ☎049-252-7128	デマンドタクシー利用登録申請書

■ **マイナンバーカードの手続きも受け付けています(要予約)**

初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方は、「取次窓口」でも手続きができます。必要書類などは、予約時にご案内します。

【とき】「取次窓口」実施日
※予約状況により午前または午後のみの実施となる場合があります。

【場所】**鶴瀬西名シス保集会所**

【予約方法】
実施日の2日前までに市民課へ電話で
☎市民課 ☎049-293-9007

【申請手続き(これから申請する方)】
職員が顔写真の撮影などを行い、マイナンバーカードの申請をサポートします。申請してから約1か月半後に、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します。

【交付手続き(すでに申請済みの方)】
取次窓口で本人確認をし、暗証番号を記載していただいた用紙をお預かりします。職員が市役所で暗証番号を設定し、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します(取次窓口当日にカードのお渡しはできません)。

固定資産税(家屋)の軽減措置について

住宅の耐震改修やバリアフリー改修、熱損失防止改修を行った場合や認定長期優良住宅を新築した場合は、固定資産税の軽減措置を受けることができます。対象となる方は申告をしてください。

軽減措置の適用となる面積や期間、改修内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
☎税務課 ☎049-252-7117



種類	耐震改修	バリアフリー改修	熱損失防止改修	認定長期優良住宅(新築)
減額率	2分の1※	3分の1	3分の1※	2分の1
申告期限	工事完了後3か月以内(バリアフリー改修と熱損失防止改修の併用適用が可能)			新築した年の翌年の1月31日まで

※耐震改修と熱損失防止改修は、認定長期優良住宅の場合に、3分の2の減額率となります。